

# (仮称)堺スマートシティ戦略作成支援業務

## 仕 様 書

### 1. 業務名

(仮称)堺スマートシティ戦略作成支援業務

### 2. 履行期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

### 3. 履行場所

堺市内

### 4. 業務の目的

人口減少・高齢化の進展により、生産年齢人口の減少や労働力の低下が進む中、まちの利便性と魅力を高め、「堺グランドデザイン 2040」で示す「住みたい・住み続けたい」まちをめざすためには、民間企業と連携しながら ICT や AI などの先進的技術を活用したスマートシティの取組を進めることが重要である。

本業務は、堺市全域を対象としてスマートシティ実現に向けた目標や手段などの考え方を示すとともに、特に人口減少・高齢化が進み、まちの刷新に向けて新たな取り組みが求められる泉北ニュータウン地域を重点地域とし、重点取組分野（ヘルスケア、モビリティ）やアクションプログラムを示す「(仮称)堺スマートシティ戦略」の作成を支援するものである。

### 5. 業務内容

#### (1) 現状・課題の把握

人口減少・高齢化をはじめとした本市の状況や本市を取り巻く社会動向や周辺状況、ICT 技術の動向について把握する。また、本市が抱える課題について、堺市マスタープランや泉北ニュータウン再生指針をはじめ、各種行政計画（策定中を含む）等を踏まえて、スマートシティの取組分野（ヘルスケア、モビリティ、防災・防犯、子育て・教育、エネルギー 等）ごとに整理する。

#### (2) 事例調査

本市が抱える課題の解決につながるスマートシティの取組について、上記（1）の取組分野ごとに2～3程度の事例を調査し、把握する。

また、まちや地域全体でスマートシティ化を図っている事例について、スマートシティ化の仕組み（取組の体制やデータ基盤の構築、事業化の手法など）を調査する。

### **(3) (仮称) 堺スマートシティ戦略の骨子案及び素案、概要版の作成**

(1)～(2)の業務を踏まえて「(仮称)堺スマートシティ戦略」の骨子案(A3、2ページ程度)、素案(A4、30ページ程度を想定)、概要版(A3、4ページ程度を想定)を作成する。なお、骨子案については、10月下旬をめどに作成するものとし、それまでに整理した課題等に基づき、スマートシティの取組の方向性を示したものとする。

「(仮称)堺スマートシティ戦略」については、全市を対象としたものとし、戦略策定の目的や目標、ヘルスケア及びモビリティをはじめとした取組テーマ、スマートシティ実現に向けたロードマップ、推進体制、事業化の手法などについてまとめたものとする。また、スマートシティのめざす姿について、イメージ図を作成する。

さらに、「(仮称)堺スマートシティ戦略」において、泉北ニュータウン地域をスマートシティに重点的に取り組む地域(重点地域)として位置付け、重点取組テーマ(ヘルスケア、モビリティ等)や、重点取組テーマに応じたアクションプログラムなどについて、より具体的に記載したものとする。

また、ヘルスケアに関するアクションプログラムについては、別途、堺市健康寿命延伸産業創出コンソーシアムが作成するロードマップ(8月公表予定)を参考とすること。さらに、モビリティに関するアクションプログラムについては、別途発注予定の「次世代モビリティ導入事業スキーム検討支援業務」と連携しながら、その考え方を盛り込むこと。

なお、策定中の各種行政計画との関係で、戦略の構成やコンセプトに変更があった場合は、発注者と協議の上、これに対応すること。

### **(4) (仮称) 堺スマートシティ戦略(素案)プレゼンテーション資料案の作成**

本市が30分程度で「(仮称)堺スマートシティ戦略(素案)」を対外的に説明するためのプレゼンテーション資料案(パワーポイント)を作成する。

## **6. 業務の進め方**

受注者は、作業開始に先立ち、業務計画を検討及び立案した上で、以下の書類を発注者に提出しなければならない。その計画を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 工程表
- (2) 業務責任者届
- (3) 着手届

受注者は、発注者との連絡を密にし、監督員の指示に従わなければならない。受注者は、各作業工程において、品質の管理及び工程の確認を行い、業務の進捗状況を発注者へ報告するものとする。ただし、発注者が必要と認めたときも、受注者に作業の各工程の進捗状況等をその都度報告させることができる。また、必要に応じ、発注者は受注者に打合せ会議録を提出させることができる。

## **7. 成果品**

成果品は次のものとする。なお、用紙、様式については発注者と協議して定めるものとする。また、データについては、OSはWindows、文書ファイルはWord形式、表計算ファイルにはExcel

形式を原則とし、それ以外のデータについては、データの修正ができるよう、発注者と協議して定めるものとする。

- 1) 報告書 印刷物2部 及び データ 一式
- 2) (仮称) 堺スマートシティ戦略(骨子案) 印刷物100部 及び データ一式
- 3) (仮称) 堺スマートシティ戦略(素案) 印刷物100部 及び データ一式
- 4) 概要版 印刷物100部 及び データ一式
- 5) プレゼンテーション資料案 データ一式
- 6) 業務実施に伴い生じた資料及びこれらのデータ 一式

## 8. 完了確認

本業務は発注者の検査をもって完了とする。その際、訂正等指摘事項があれば、受注者は速やかに訂正するものとする。また受注者は業務の完了後であっても、発注者が契約不適合と判断した事項については、速やかに訂正するものとする。

## 9. 成果品にかかる著作権等

成果品の著作権は、使用、未使用に関わらず、発注者に帰属するものとする。受注者は発注者の許可なく成果品を他に利用、公表又は貸与してはならない。

## 10. 貸与資料

本業務の遂行上必要な資料で、発注者が所有しているものについては、発注者と受注者が協議の上貸与するものとする。この場合、貸与を受けた資料については、そのリストを作成の上、発注者に提出し、本業務完了とともに返却しなければならない。

## 11. その他

- (1) 本業務に関する協議、打ち合わせ等の必要経費、その他調査等に要する経費はすべて受注者の負担とする。
- (2) 本仕様書に定めないことについて疑義が生じた場合、または本仕様書の内容を変更する必要がある場合は双方が協議して決めるものとする。
- (3) 受注者は、業務の実施上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (4) 本業務において生じた事故及び第三者に与えた損害は、全て受注者の責任により解決するものとする。

## 暴力団等の排除について

### 1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

### 2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

### 3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約金額（税込）が500万円未満の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、契約金額（税込）が500万円以上となる再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴収して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

### 4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1)及び(2)に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1)に定める報告及び届け出又は(2)に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。